

# 貸借対照表

[2025年12月31日現在]

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>1,051,237</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>265,863</b>
現金・預金	782,240	未払金	101,682
前払金	124	関係会社未払金	7,738
前払費用	11,085	未払費用	64,081
未収入金	4,192	預り金	60,961
未収委託者報酬	181,258	未払法人税等	290
未収運用受託報酬	55,052	子会社株式売却損失引当金	31,110
関係会社未収金	16,543		
未収収益	740		
<b>【固定資産】</b>	<b>242,921</b>	<b>負債合計</b>	<b>265,863</b>
(有形固定資産)	5,409	<b>純資産の部</b>	
建物附属設備	4,482	<b>【株主資本】</b>	<b>1,028,295</b>
器具備品	926	(資本金)	100,000
(投資その他の資産)	237,511	(資本剰余金)	234,067
投資有価証券	50,000	資本準備金	125,000
関係会社株式	140,519	その他資本剰余金	109,067
長期差入保証金	36,780	(利益剰余金)	753,705
保険積立金	10,212	利益準備金	127
		その他利益剰余金	753,578
		繰越利益剰余金	753,578
		(自己株式)	△59,476
		<b>純資産合計</b>	<b>1,028,295</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,294,159</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,294,159</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

〔 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		<b>900,986</b>
委託者報酬	648,927	
運用受託報酬	163,000	
投資助言報酬	23,573	
業務受託収入	65,321	
その他営業収益	162	
<b>営業費用及び一般管理費</b>		<b>1,302,889</b>
<b>営業損失</b>		<b>401,903</b>
<b>営業外収益</b>		<b>587,906</b>
受取配当金	586,766	
受取利息	893	
雑収入	246	
<b>営業外費用</b>		<b>200</b>
為替差損	200	
<b>経常利益</b>		<b>185,802</b>
<b>特別利益</b>		<b>-</b>
<b>特別損失</b>		<b>31,110</b>
子会社株式売却損失引当金繰入額	31,110	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>154,692</b>
法人税、住民税及び事業税		290
<b>当期純利益</b>		<b>154,402</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

[2025年1月1日から2025年12月31日まで]

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2025年1月1日残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	664,046	664,173	△45,273	952,967	—	—	952,967
事業年度中の変動額												
当期純利益	—	—	—	—	—	154,402	154,402	—	154,402	—	—	154,402
剰余金の配当(△)	—	—	—	—	—	△64,870	△64,870	—	△64,870	—	—	△64,870
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△14,203	△14,203	—	—	△14,203
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	89,531	89,531	△14,203	75,327	—	—	75,327
2025年12月31日残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	753,578	735,705	△59,476	1,028,295	—	—	1,028,295

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (継続企業の前提に関する注記)

該当はありません。

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

器具備品については定率法を採用しております。一方、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 4～6年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当事業年度は貸倒引当金を計上しておりません。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

#### (3) 子会社株式売却損失引当金

子会社の株式売却に伴う損失発生に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差

額は損益として処理しております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託収入を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、投資助言サービスを提供し、主に当該ファンドの契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。

④ 業務受託収入

業務受託収入は、業務受託契約に基づき、GCI Asset Management, HK Limitedに対象ファンドの事務サービスを提供し、当該ファンドのGCI Asset Management, HK Limitedで発生した収益に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、ファンドの運用期間にわたり収益として認識しております。

⑤ 成功報酬

成功報酬は、当社が運用するファンドについて、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。当該報酬は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

**(重要な会計上の見積り)**

当事業年度の計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

**(会計方針の変更)**

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	1,884 千円
器具備品	6,040 千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額（区分掲記されたものを除く）

金銭債権	－千円
金銭債務	8,424 千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業収益	65,321 千円
営業費用及び一般管理費	93,993 千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取配当金	586,766 千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	30,772	－	－	30,772
A種類株式	15,400	－	－	15,400
合計	46,172	－	－	46,172
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
A種類株式	1,740	450 (注) 1	－	2,190
合計	1,740	450	－	2,190

(注)1. A種類株式（自己株式）の増加450株は、既存株主からの買取による増加であります。

## 2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年3月24日 定時株主総会	普通株式及び A種類株式	64,870千円	1,460円	2024年12月31日	2025年3月24日
計		64,870千円			

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
資産除去債務	1,094
繰越欠損金	437,802
その他	16,424
繰延税金資産小計	455,320
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△437,802
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△17,518
評価性引当額	△455,320
繰延税金資産合計	—

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク管理会議において運用リスクを監視すること等により適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をビジネス・コントロール・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する

等の方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等の金融商品の時価については、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*1)	50,000	50,000	—

(\*1) 投資有価証券は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託になります。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号) 第 24-3 項の取扱いを適用しているため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号) の第 5-2 項に定める事項を注記しておりません。なお、第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は 50,000 千円であります。

①第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：千円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券 (その他有価証券)	—	—	—	50,000	50,000	—	50,000	—

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが 50,000 千円であります。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### (有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 140,519 千円）は、市場価格がないことから、記載していません。

#### 2. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	50,000	50,000	—
小計	50,000	50,000	—
合計	50,000	50,000	—

### (持分法損益等に関する注記)

#### 1. 関連会社に関する事項

(単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	261,308
持分法を適用した場合の投資利益の金額	239,200

#### 2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有していません。

### (収益認識関係)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自 2025年1月1日	至 2025年12月31日
委託者報酬	626,743	千円
運用受託報酬	162,967	
投資助言報酬	23,573	
業務受託収入	65,321	
その他営業収益	162	
成功報酬（注）	22,217	
合計	900,986	

(注) 成功報酬は、当事業年度の損益計算書において委託者報酬にかかるものを22,183千円、運用受託報酬にかかるものを33千円それぞれ含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項] (2) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	330,222千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	253,595千円
契約負債 (期首残高)	825千円
契約負債 (期末残高)	一千円

(注) 契約負債は、顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、825千円であります。なお、当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 (千円)	自己投 資、運用 リサーチ	(被所有) 直接 100%	役員の兼任	—	—	—	—

### 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 (千米ド ル)	投資運用 業	(所有) 直接 100%	業務委託	業務受託収入 (*1)	65,321	関係会社 未収金	16,543
							助言報酬(*2)	65,741	関係会社 未払金	6,269
関連 会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 (千シン ガポ ールドル)	投資運用 業	(所有) 直接 34%	業務委託	業務代行手数料 (*3)	19,717	未払費用	8,424

### 3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市	—	資産運用 に関する 研究開発	—	役員の兼任	投資運用リサーチ 等に関する業 務の委託(*4)	8,535	関係会社 未払金	1,468

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 議決権の所有割合は、議決権を有している優先株式を含めて算出しております。
- 3 当社代表取締役山内英貴は、一般社団法人京都ラボ（以下、「京都ラボ」という）の代表を兼務しており、京都ラボの議決権の半数を所有しております。  
また、京都ラボの残りの半数の議決権を所有する株式会社GCIキャピタルの議決権の100%を当社代表取締役山内英貴が所有していることを考慮し、京都ラボと当社の取引を開示対象に含めております。
- 4 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 (\*1) 業務受託収入については、市場価格を参考に子会社との協議のうえ決定しております。  
 (\*2) 助言報酬については、市場価格を参考に子会社との協議のうえ決定しております。  
 (\*3) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。  
 (\*4) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	23,379円92銭
2	1株当たり当期純利益	3,501円84銭

(重要な後発事象に関する注記)

子会社株式の譲渡について

当社は、近年の市場・事業環境の変化を踏まえ、今後の事業戦略を見据えた戦略的な体制再構築のために、運用・リスク管理体制の一体化および経営資源の集中ならびに経営・運用ガバナンスの強化を図る観点から、香港子会社が担っていた一部の運用開発・運用関連業務を日本本社に集約することにしました。これに伴い、当該子会社の株式を現地経営陣に譲渡することを決定しました。

譲渡契約の概要

譲渡する子会社の名称	GCI Asset Management, HK Limited
譲渡契約締結日	2025年12月29日（取締役会決議日）
株式譲渡実行日	2026年1月31日
譲渡する株式数	1,000,000株
譲渡前後の当社の議決権比率	譲渡前100.0% 譲渡後0.0%
譲渡価額	500,000 USD

(注) 業績に与える影響について

当事業年度において、本株式譲渡に係る損失見込額を特別損失の子会社売却損（子会社株式売却損失引当金繰入額）として31,110千円計上したため、翌事業年度の業績に与える影響は軽微であります。